

内閣委員会議録 第十三号

昭和三十三年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事伊能繁次郎君 理事辻 寛一君

理事内藤 隆君 理事永山 忠則君

理事八田 貞義君 理事石橋 政嗣君

理事田口 誠治君 理事山内 広君

岩動 道行君 佐々木義武君

壽原 正一君 高瀬 傳君

塚田 徹君 網島 正興君

野呂 恭一君 藤尾 正行君

保科善四郎君 松澤 雄藏君

渡辺 栄一君 村山 喜一君

受田 新吉君 山下 榮二君

出席閣務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

通商産業大臣 福田 一君

郵政大臣 古池 信三君

国務大臣 福田 篤泰君

国務大臣 山村新治郎君

出席府委員

内閣法制局長官 林 修三君

内閣法制次長 高辻 正巳君

総理府事務官 井原 敏之君

(臨時行政調査会事務局次長)

総理府事務官 石川 準吉君

(行政管理局長)

防衛行政次官 井原 岸高君

防衛庁参事官 麻生 茂君

通商産業事務官 川出 千速君

(大臣官房長)

通商産業事務官 山本 重信君

(通商局長)

工業技術院長 馬場 有政君

特許庁長官 佐橋 滋君

委員外の出席者

臨時行政調査会 長 佐藤喜一郎君

総理府事務官 山口 西君

(臨時行政調査会事務局次長)

専門員 加藤 重喜君

三月二十五日

委員島村一郎君辞任につき、その補欠として壽原正一君が議長の名目で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)(参議院送付)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○徳安委員長 これより会議を開きます。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

なお、理事会で御協議いたしましたとおり、総理大臣の御在席は一時間といたし、御協力をお願いいたします。石橋政嗣君。

○石橋委員 臨時行政調査会の設置の期間を半年延長したいという法案が出されておるわけですが、これに閣下についていろいろとお尋ねをしてみたいと思っております。

この調査会が何のためにつくられたかという事は、いまさら私どもが申し上げるまでもないわけですが、行政運営の簡素化、効率化、あるいは行政サービスの向上といったようなものを念頭に置いて、鋭意作業をしておられるものと考えてござい

ますけれども、この調査会の設置にあたりまして、私も一番懸念いたしましたのは、歴代の内閣がこの問題に

は数多く取り組んでおられる。戦後、行政改革を目的としてつくられた調査会な

ておる。おそろしく出された答申の数といふものは、教え切れないほどあるの

じゃないかと思うのですけれども、ほとんど実効があつておられない。また

もやこの調査会をつくつて、非常にか

け声は勇ましいのだけれども、竜頭蛇尾になるおそれがあるのではないかと

いうことを指摘申し上げたのでござい

ますけれども、現時点において考えて

みた場合に、当初私も危惧いたしました点

が、そのまゝ裏づけられてお

るわけではなかつた感じが非常にす

るわけですね。もしそういうことになる

とするならば、全く経費のむだ使いで

もございまして、はたしてこれ以上調

疑問を持っておりますので、そういう立場からひとつお尋ねをしてみたいと思つておる。

過去における行政改革がなぜ失敗をしたかという事を考えてみた場合に、いろいろ理由があるわけですが、

まず第一に、審議会なり調査会自体の問題というものが一つある

かと思つておられます。それからもう一つは、少なくとも行政機構をいじろ

うとする場合には、官僚の激しい組織的な抵抗というものがあつたわけ

ですが、これを排除するに足るだけの熱意というものが内閣に最後までなかつた

ということ、政治力というものがなかつたということ、これが一つの原因

になつておるのじゃないかと思つておる。あわせて国会のこれを側面的に

援護する態度というものが欠ける面もあつたかと思つておる。それから一

つは、国民の組織的な支援態度というものがとられなかつたというところに

も、問題があるのじゃないかと思つておる。そういう考えを持つておるま

たので、はたしていま申し上げたような欠陥というものが今度の場合克服され

ているかという事を、まず第一に

お尋ねしてみたいと思つておるわけ

ですが、臨時行政調査会そのものがはたして公正妥当な運営をやつてきたかとい

うことです。この点は、まず会長にお尋ねをいたしておるわけですが、会

長に、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

たので、どうもいろいろと出ておるま

おります。なお、運営の方法いかんにつきましては、御批判もあるかと思いますが、われわれとしては、できるだけ努力をいたして今日までできたわけでありまして、期間内にぜひともこれをおさめるか、あるいはこの期間におきまして、平たく言いますと、民意が非常にしつかりやれといういろいろな投書その他を受けておりますので、できるだけ範囲は広げましたけれども、初めから専門委員の方々に、基礎的の観念を前提にして、こうしてくれ、ああしてくれという指令はいたしておらずに、とにかく専門委員は専門委員なりにお考えになったことを自由にわれわれのほうへ報告をしてもらう方針でやってまいっております。

○石橋委員 自由七人委員会のほうに報告してもらおうということでございますが、その結果、七人委員会と専門部会との間にギャップが生じておるとか、あるいは七人委員会と専門部会との上下の意思の疎通が欠けておるといふこと、部会同士の横の連絡がないという欠陥が如実に出ておるといふことを聞いておるのですが、そういうことはございませんか。

○佐藤説明員 部会の報告の中には、委員会に持ち出されてから、われわれが見まして意見の調整を要するということが確かであります。したがって、予定以上に時間がかかるようになりまして、この調整に意外に時間がかかるというのを発見した理由でございます。しかし、ただいま申し上げましたように、各専門委員の自由な討議を願って報告を願ったということとは、われわれとしても、いろいろな考えがそこにあるということを知る上

○石橋委員 自由七人委員会のほうに報告してもらおうということでござい

ます。その結果、七人委員会と専門部会との間にギャップが生じておるとか、あるいは七人委員会と専門部会との上下の意思の疎通が欠けておるといふこと、部会同士の横の連絡がないという欠陥が如実に出ておるといふことを聞いておるのですが、そういうことはございませんか。

○佐藤説明員 いまの予算の数字でございますが、出向されておりました調査員その他は、本省にそれぞれ所属し、本省で月給をもらっておったよう

でございますので、実際はもったいなく

存じます。それから予算の不足はなかったかどうかというところでござい

ますが、これはもったいなくさけるなら、また別の機構になったかと存じます。七人の委員、二十一人の専門委員というふうなことで、われわれは乏しい中でも、非常に不足だったというふうには考えておりません。

○石橋委員 私がいま重点を置いてお尋ねをしましたのは、その出向の調査員のことなんです。これがいま会長の

おっしゃったとおり、所属の官庁から給料をもらって、臨調にきて仕事をしておる。そのために、どうして自分の本家本元の役所の意向というのに左右されやすい。これが非常に臨調の仕事をチェックする結果になっておるのではないかと、あるいは情報探知の機関になり下がっていったのではないかと、そういうような批判を聞いておるのですが、そういう心配はござい

せんでしたかと言っておるのです。

○佐藤説明員 われわれは、出向された調査員が、そういういまいま御指摘のような心理状態であるということ

を前提にしてやっておるのであります。また、われわれがどういふことを

考え、どういふことを議論しておるかというところは、必ずしも秘密にしておりませんので、たいたいた苦勞はその点ではしておらないのであります。それで、調査員の下調べというものがどう

してもそういうような考えに左右されるというところは、十分承知の上でわれわれはそれを見ておったわけでござい

ます。

○石橋委員 それでは時間がありませんから、第一の調査会自体の運営の問題については、この程度にとどめておきたいと思ひます。まあ、会長としては十分と言いたいけれども、限られた予算の中で万全を期して作業を進めておるのだ、たいてい心配するよう

なこともなかった、こうおっしゃるわけですけれども、そういう中で非常に御苦勞なさって、いよいよ半年後には

御苦勞なさって、いよいよ半年後には

御苦勞なさって、いよいよ半年後には

御苦勞なさって、いよいよ半年後には

御苦勞なさって、いよいよ半年後には

としても、これをこなすだけの受け入れ態勢というものがあろうか、この点で非常に大きな疑惑を感じております。なぜ私どもがそういう疑惑を感じるのか、それを一つ一つ例をあげてお尋ねしてみたいと思ひます。

まず第一は、これだけ大がかりな作業を臨時行政調査会でやっておるさなかに、どんどん機構を膨張させておるといふこと。臨調が発足して以来、各省においてどの程度の部局がふえておるか、ざっと調べてみました。昭和

三十七年度においては、一斤五局十部ふえておりました。三十八年度においては二局四部、それから目下本委員会に付託されております各省設置法の中で

八局三部、こういうふうに、片一方で臨調が一生懸命に作業しておるにかかわらず、機構の膨張をどんどんやっておられる。これは一体どういふことな

のか。はたしてほんとうに臨調の答申の結果を尊重して行政改革を真剣にやろうとお考えになっておるのかどう

か、この点の疑問を持つ。第一の理由はここにあらわれるのですが、行政管理局長官、この点、不自然にお思ひになります。ませんか、ちよっとお尋ねいたします。

○山村国務大臣 臨調の答申を尊重いたしましては、政府といたしましては、諮問をいたしておりますたてまえからいいたしても、当然のことである。ただ、答申が出てまいります間に過ぎましても、やはり行政の運営上重要な施策、緊急な施策につきましては、その機構につきましてある程度までやはり考慮せざるを得ないのが現状でございます。しかし、原則いたしましては、なるべく部局をふやさないう方針を貫いて今日に至って

おる次第でございますので、本年まで臨調ができてきたからもある程度までの部局の改廃がございましたのも、やはりこの重点施策を行なおうというねらいからやむを得ないことであつたのでございます。

○石橋委員 私、先ほど年度別にあげて申し上げましたが、これはいみじくも長官の力を示しておるような結果になつておりはしないかと思ひます。最初の三十七年度は一斤五局十部ふえておる。本年度は二局四部、わりかた少ないですけれども、あなたが大臣になられて提案された来年度は八局三部、何か皮肉な数字が出ておるような気がするわけですね。山村長官は、臨調で作業をしておるけれども、やむを得ないものもあるとおっしゃるが、やむを得ないといふはみんなやむを得ないのです、それだけの理由づけをして各役所は持つてくるわけですから、それを押えるか押えないかということが、長官の力になる。そうしてまた総理の熱意、これにも関係があると思ひます。私

は、こういうやり方は承服できません。しかももう半年後には、予定からいくと本年度末には答申が出ようという時期に、そういうことを抜きにして部局をどんどん新しくつくっていくというやうなやり方は、熱意を疑われてもやむを得ないのではないかと、それから過去の答申の扱い方について、これは主として総理にお尋ねしたいのです。やはり疑問があるわけですね。たとえば選挙制度審議会の答申の扱いについて、これが無視されたというので不満を持ってやめた委員もおられます。長谷部委員などはやめました。それ

からそのあとでは、農地被買収者問題

調査会の答申について、実際何のため調査会をつくったかわからないような結果になっておるじゃありませんか。農地被買収者問題調査会の答申によりますと、農地改革についての意見は、全般的にはよかつたとするものが多いという結論が出ております。それから旧地主の暮らし向きについての自己評価についても、大体いまの生活に満足しておるものが多いと見られるという結論が出ております。したがって、農地被買収者問題調査会の答申の底を流れておるものは、新たに何らかの措置を旧地主に対してする必要があるという結論が当然出てきておる。にもかかわらず、全然こういう作業とは関係なしに、三千億にもなんなんとするいわゆる報償金などという名前にすりかえて見ていこうという態度を池田内閣は示しておる。おかしいと思ひになりますか。こういう実績が、やはり臨調の答申でもまたあらわれるんじゃないかろうか、こういう疑惑を導き出して、私は不自然ではないと思うのですが、総理は、この農地被買収者問題調査会の答申と、いま御検討を進めておられます報償金の支給の法案との関連をどうとらえておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○池田国務大臣 農地被買収者に対する調査会の答申は、先年受けまして、一応補償の問題は片づいておると思ひます。しかし、その後、農地被買収者の生活状況あるいは希望、またいふんな世間のこれに対する考え方等、調査を必要といたしますので、目下実情、世論の調査を今月末までに完了しようとしておるのでございます。調査の完了を待ちまして、被買収者に対する補償でなしに、報償という考え方でどういふ措置をとるか、調査の結果、新たな問題として考えていこう、私はこういう立場でおるのであります。

○石橋委員 すでに特別融資として国民金融公庫から二十億というものが、法案としても出されておるわけですが、そのほかに、聞き伝えるところによると、三千億に達しない程度の金額で、いま総理がおっしゃったような報償の措置を講じようというわけですが、補償と言おうと報償と言おうと、旧地主に対して農地改革に関連して何らかのものをしようとしておることは、変わりありません。農地被買収者問題調査会がそういうことをする必要があるというふうに認めたことと判断されておるのかどうかということなんです。そうではなくて、調査会が何と言おうと、内閣独自の立場で検討して、出すものは出す、こういうお考えですか。という、調査会の答申との関連について私はお尋ねをしておるわけです。

○池田国務大臣 先ほど申し上げたとおり、調査会の答申につきましては、一応それで補償はしないということに結論を出しておるのであります。その後の情勢から、新たな観点からいま調査をいたしておるのであります。

○石橋委員 だから、調査会が補償すべきじゃないと言ったから補償はせぬが、報償というところで、内閣独自の立場でやる、こういうことなんですか。ことばをすりかえただけですか。

○池田国務大臣 調査会の報告がございました後の事態に即応して、いかなる措置をとるべきかをいま調査しておるのであります。

○石橋委員 それでは、まだ報償金を

出すというふうな結論は出していないということなんですか。

○池田国務大臣 被買収者に対しては、調査の結果何らかの措置をとる必要があるやに思われますので、調査しておるのであります。

○石橋委員 もうそこではつきり私が指摘している点が出ておるわけですよ。農地被買収者問題調査会というものをきょうきょうしくつくって、そして作業をさせた。その調査会が、補償の措置は講ずる必要はない、旧地主の生活水準も相当高い、こう言ったら、それじゃ補償はしません、別個に報償という措置を講じたいと思ひます。全く三百代言じゃありませんか。そういう無責任なこと、一般国民は納得できるはずはありません。そういう姿勢が、おそらく今度の臨時行政調査会にも私はあらわれてくるんじゃないかと思う。どういふ点か、そのほかからいろいろ指摘ができるわけですが、中でも、内閣の態度についてはあとでまた触れることにしまして、もう一つ臨調の答申がまたもやたな上げされるおそれがあると判断しております。第三の理由としてあげたいのは、国家行政組織法の一部改正をやる。そうして定員を一律に規制するとか、あるいは各省の部以下組織は政令にゆだねるとかいうことを考えておると聞いておるのですが、この点はいかがなものですか。もしそういうことがありとすれば、朝令暮改もはなはだしと思うのですよ。行政機関職員定員法が廃止されたのは、ついこの間です。それをまたもや実質的に復活するような形を意図している。しかも臨調が作業をしておるまっ最中にそういうことを計画し

ておる、こういうふうな聞いておるのですが、こういう点、行管の長官として、いかがですか。

○山村国務大臣 御指摘の国家行政組織法につきましては、これをぜひとも改正せよという声も非常に強いのでございまして。しかし、政府といたしましては、いろいろの関係がございますので、目下検討中でございます。

○石橋委員 検討中でございますと言われども、それじゃ、臨調の作業が終わるまでは、かつて内閣の行管として、法案をつくって国会に出すというふうなことは、やらないということですか。それとも、臨調とは関係なしにどんどんやるというのですか。

○山村国務大臣 先般局部の設置の問題につきましても、臨調のほうにもお話を申し上げまして、臨調の御答申が出る前におきましても、重要施策上いろいろ実行しなければならぬ問題がある。この問題については、あるいは臨調に一々御相談を申し上げないでやる場合もあるかもしれぬから、ひとつその点はあらかじめ御了承を願いたいというのを申し上げてあります。すなわち、政府といたしましては、答申が出ますまでの間、またかりに答申が出ましても、これが実現するまでには相当の日時を要する問題もございまして、どういふ時もやらなくちゃならぬ問題につきましても、検討していくことは当然であると考えてまして、いま国家行政組織法の問題につきましても、慎重に検討中でございます。

○石橋委員 慎重に検討中かどうか知りませんが、本質的には臨調で扱うべき問題と思う。これとは関係なしに進めていこうという考え方には、私も承服できません。

しかし、そのこともですが、もっと端的に臨調無視の態度が明示されているのは、防衛庁の昇格の問題だと思ひます。一体防衛庁を省に昇格させるといふ重大な問題を臨調と関係なしに推し進めるといふことは、はたして許されま

すか。この点について、総理はどういうふうに割り切っておられるのか、ひとつ最初に御見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 防衛庁の省への昇格の問題につきましては、わが党におきまして、昨年総務会で決定され、内閣にすみやかにこの措置をとるべしという申し出が出ておるのであります。したがって、政府としては、この問題につきましても、ただいま検討を加えております。この問題につきましても、政府の検討が済みまして、いろいろ御審議を願うという段階に至るまでにおいて、私は、臨時行政調査会の意見も聞きたいという気持ちでおるのであります。何分まだ成案ができておりませんので、できるだけ早く案をつくるべくいま努力中でございます。

○石橋委員 これが、最も代表的な臨調無視の事例だと私は思ひます。ここに朝日新聞の社説を持ってきておられますが、この中ではつきり書かれております。「政府や、池田首相は、調査会発足当時の熱意をすでに失ったとみられても止むを得まい。同時に臨時行政調査会の使命が、国政全般にわたって合理的改革を企図しているのに、答申寸前になって、防衛庁の省昇格案などを別途に打出している点なども納得出来ないやり方である。」こう

いうふうにきめつけておりますよ。良識のある者が考えたなら、だれだってこういう気持ちになると思う。あと半年を急がなくちゃならないような理由が、一体どこにありますか。先ほどの国家行政組織法の問題にしても、今度の防衛庁の省昇格の問題にしても、臨調の結論がいつになるかわからないというならともかく、あと半年待てば、りっぱな作業をしていい案をつくってお見せしますと会長は言っているんですよ。その半年が待てない緊急性が、一体どこにありますか。これで一体池田内閣に行政改革についての熱意があるなどと言えるかどうか。これは提案のときに川島国務大臣が言っておられますが、池田総理大臣の異常な熱意が披露されたので、私はこれに取り組むことになったのだ、こういうことを言っておりますけれども、熱意の片鱗に私は私どもは看取することはできません。全く圧力団体に弱い、党内の一部強硬分子の突き上げに弱い、国民的な立場に立つて行政改革に取り組もうなという熱意が、どこに見えます。そういう一部の勢力の突き上げに屈している姿が、いまの池田内閣じゃありませんか。農地被買収者の問題にしても、防衛庁の省昇格の問題にしてもそうです。あなた方は、調査会をつくった以上、その結論が出るのを待って、そうして検討を加えるべきじゃないですか。そういう態度が見えない。総理自身にも、全然だらしない姿を見せております。あの太田試案が出されましたときの閣議において、まっくらから調査会の改革意見を批判している閣僚が出てきている。また、一月十八

日の閣議で、施政方針演説の中にこの行政改革の問題を入れるかどうかという議論がなされておるのですが、その際にも、河野建設大臣、賀屋法務大臣、田中大蔵大臣、福田通産大臣、口をそろえて臨調の作業なんというのは現実離れしている、こういうきめつけ方をしている。あなたは、川島大臣がこの臨時行政調査会をつくらうとするときに、内閣全体が行政機構の改革には異常な熱意を持っている、閣内の取りまとめは私が責任を持ってやりますとおっしゃたそうですが、あなたのその言明がどこにあらわれておりますか。全然そういう熱意は見えないじゃありませんか。いまの池田内閣に、過去の幾つかの内閣が取り組んでほとんど実効をあげなかった行政改革案について、これが実効をあげ得るだけの力を持っているというふうにも、どうも見えないのでございますけれども、一体どういふ受け入れ態勢をおつくりになるつもりですか。いまの次官クラスでつくっているような行政改革本部みたいなものをつくらせてしまかしてしまか、というふうなことで、はたして消化できるとお考えになっておるのですか。ほんとうに総理がこれだけきょうきょうしく打ち出して、一億からの予算も使って臨調に作業してもらったからには、実効をあげなければ、国民に相済みぬ、私が本部長になってやります、そういうかまえをお持ちなんですか。その答申が出たときに、これを完全に消化するために、どういふ受け入れ態勢をつくらうか、というお考えを持っておられるのか、この熱意の問題とからめてひとつお答えを願いたい。

○池田国務大臣 法案制定のときに申し上げたとおり、いまの行政機構につきましては、お話のとおり、多年にわたっていろいろ議論のあるところでありました。したがって、私は、新しい立場から民間の方々の努力によりまして、成案ができれば、それに對して全力をあげて取り組んでいく考えであります。だから、それは答申が出てからの内閣の態度を見て御批判を願いたいと思っております。

○石橋委員 答申が出てからの態度を見ておいて、先ほどから私幾多の事例をあげているのですよ。会長が一生懸命仕事をしているのに、防衛庁は昇格させます、国家行政組織法の改正はやりません、各省から出されてくる局の新設や昇格はほとんど認めません、閣議の中で臨調の作業なんというのは現実離れしている、あんなのは相手にできぬという発言がどんどん出てきます、第一次の答申が出たら、次官クラスは行政改革本部をつくらせてお茶を濁してしまえ、そういう実績を全部無視して、答申が出たときを見てくださり。何ということですか。これはあなたがおやりにおやりになるというならば、それじゃ私はいま一つの事例をあげました。自分が責任を持って行政改革本部長を引き受けるくらいのかまえてやります、こういう決意はお持ちですか。

○池田国務大臣 総理大臣が引き受けるから熱意がある、他の適当な人を本部長にしたら熱意がない、こういうものではないかと思っております。答申に對してはどういう態度をとるかというところは、答申によりまして、そのときに政府がきめるのであります。その熱意のあるないは、どういふ答申に基づいて案をつくるかというところに問題があると思っております。

○石橋委員 ここで佐藤会長にお尋ねしますけれども、私幾つかのいふ事例をあげました。臨時行政調査会で、会長以下一生懸命に取り組んでおる。ところが、そういうものとは関係なしに、各省の中に局はほとんどふえていく、部はほとんどふえていく、国家行政組織法の改正も考えている、防衛庁の省昇格も推進していく、いろんな動きが出てきているわけです。しかも、閣議の中で、現実離れがしている、なんという批判も堂々となされている。そういういまの池田内閣の動きというのに對して、どのようにお感じになっておられますか。この間、ただいま臨時行政調査会の現況」という中に、「内閣が一体として国政全般に對し強い指導力を發揮するには、まず内閣自体の政治的安定性、内閣および各府省における政策の一貫性の確保が肝要であるが、現実には与党内の事情等により、このことに欠けるうらみがある。」、こういうふうにも書いてあります。これはそのままだろうと思っておりますけれども、どういふふうにお感じになっておられるか。ひとつその点、会長の責任ある見方をお聞きしたいと思います。

○佐藤説明員 われわれ委員の中で、行政の基本的問題について、運営な行政機構なりについていま検討している際であります。その間、政府は日常の行政の必要に迫られて何か機構の上で改正をなさるとか、こういう問題を、臨時行政調査会としてそれは自分たちの答申が出るまでストップして、それという権利は、持っておると考えておりません。政府は、日常の政務に必要があると認めるならば、政府の責任においてこれをなさる。われわれは、われわれとしてじっくり腰を落さつて根本問題に取り組んでおる、こういうのが委員の間の話し合いの筋でございます。

○石橋委員 そういう臨調なら、もうひとつやめていただきます。あなた方は、一億以上の金を使い、しかも調査員の費用まで合わせれば何億になるかわからぬとおっしゃるばく大な血税を使って作業をしておられる。防衛庁をどうするかという問題について、いろいろと作業しておられるじゃありませんか。あなたたちは、いまの段階で、中間報告ですが、どういふ結論を出しておりますか。防衛庁をそのまま昇格するなどというのを要当とお考えになっておられますか。そうじゃないはずですよ。一体こういう性格の官庁を独任制にするのはおかしい、合議体が適当だから、第一次行政機関としては国防会議を当てるべきだ、こういうような作業もやっておるのじゃないですか。何のためにやっておるのですか。調査会を命ぜられたから、時間過ぎしにやっておられるのですか。そういうことは関係なしに政府が防衛庁の省昇格をやろうとおかまいなし、われわれはわれわれで生きようと思つてと作業さえすればそれで済む、まああれはこういうことでもあるという程度の参考意見です。その程度のこれは機構改革案ですか。まことに不具議な答えをいただいたようでございます。で、御訂正かたがたひとつお話を願いたいと思っております。

ますか。演習という名目さえはつきりつけておけばいいという解釈ですか。

○池田国務大臣 それは、われわれは憲法を守る。憲法の精神によってやっております。実態的に、威嚇するといふ気持ちで全然やっております。また、それが他国から威嚇ととられていないと私は確信しております。

○石橋委員 それじゃ、これからもそういう不法な李ラインが残る、あるいは、その新たなものが、国防ラインと言おうと何と言おうと、そういうものが残るといったような事態になった場合には、海上自衛隊、航空自衛隊に演習という名目で李ラインの付近をうろろろとして、そうして安全操業をはかるといふようなことは可能だ、そういうふうにお考えですか。一部国民の中には、ばく大な金をかけてつくった自衛隊は何しているのだ、やれというようなことを盛んにおっしゃる。それにこたえる意味で明確な答えを願いたい。

○池田国務大臣 われわれは、そういうことを想像したくないから、早く日韓正常化をしようとしているのであります。

○石橋委員 そう言ったって、まだ現実にラインはありますし、先ほど申し上げたように、それにかわった名前のものが残される、あるいは出てくる、そういう可能性はあるのです。そういう場合に、一部の国民の中から、ひとつ自衛隊乗り出せというような要望が出てきたときに、あの付近に自衛隊を出動させて、いわゆる安全操業確保の手段を講ずる。その名目は演習、そういうようなことで憲法上やれるかどうかと聞いているのですよ。

○池田国務大臣 先ほど答えたとおりに、演習は当然われわれはやっていい。しかし、それは威嚇のためにやるのではない。私は石橋さんに申し上げますが、いろいろなことを想像なすつて、そして外交上あまりよくないようなことは、やはりある程度御遠慮願いたい。ことに、いま聞いておりますと、佐藤さんに対して、そんなことならやめてしまいなさいというふうなことは、私は少し行き過ぎじゃないかと思ひます。非常にお忙しいところでありながら、われわれは法律を設けて、そして任命してせっかく御努力願っておるときに、自分らの意思に反するからもうおやめなさいというふうなことは——今後御努力願いますということならいいけれども、やめろというふうなことは、やっぱりおっしゃっていただかないほうがいい。私は隣におりまして、ほんとうに池田としてはわたくしを断つ気持ちがあります。どうぞ、佐藤さんの御努力に対して感謝すると同時に、御意見は十分おっしゃっていただきたい。頭から、おまえやめろというふうなことは、ちよつと私は隣におりまして、非常に申しわけないような気がしております。

それから、いまの李ラインの問題も、いろいろの意見はございまして、う。しかし、われわれは、そういうふうなことのないうちに日韓正常化をして、そしてお互いに資源の永続的保護と両国民の繁栄ということを考えていっておるのであります。われわれが日韓正常化に熱意を持っていることは、いまお話のような点があるから、それをやめよう、なくしようというところに真意があるのであります。

○石橋委員 責任のすりかえはやめていただきたいと思う。私が佐藤さんにそんな臨時行政調査会はだめだと言っているのは、権威を高めたからこその言っているのですよ。臨時行政調査会が一生懸命に仕事をしているのに、そういうことは関係なしに、あなたが、総理が、どんだんかかってにやっているのじゃないですか。あなたが踏みこみになっているのですよ。臨時行政調査会の権威を、口では適当なことを言っておりながら、実際はそういう臨時行政調査会の作業の進展とは何のおかまいもなしに、関係なしに、かかってないことをやっているのは、あなたじゃないですか。私たちのほうに責任転嫁はおやめ願いたいと思います。

それから、いまの問題ですが、現実過去においてやったことがあるのですよ。外交上問題になるから控えてもらいたいというけれども、海上自衛隊の自衛艦隊司令という人が、憲法調査会のいわゆる参考人に呼ばれたときに、そういうことを言っているのですよ。過去においてやっているからこそ、私は聞いています。これは憲法で認められた行為ですか、と聞いています。これは、そのときの一問一答を読んでもまじょうか。憲法調査会の大石委員が、「しかし、日本の漁船団があそこら辺に出てくるときは、やっぱり海上自衛隊としてはいつどんなことがあるかわからないから、絶えず近くにおって見張っているということもあるのだでしょうね。ないものではないか。」こういう質問に対して、かつての海上自衛隊の自衛艦隊司令である吉田英三さんが、「私の艦隊司令のときにはやったことがあります。ライ

ンに相当近接して全艦隊が訓練行動したのであります。幸いに漁船の事故も皆無でした。」大石委員「そういうときにやっぱり韓国側の警備隊が何か襲撃したり、あるいは捕したりすると、海上自衛隊としてはそこをただみているだけなんですか。」吉田前自衛艦隊司令「私のやったのは一週間位でございますが、其の間事故は絶無だった。その時でも正当防衛の手段をとることはできたでありましょうけれども。」憲法調査会で述べているのですよ。私が言っているんじゃないんですよ。責任ある海上自衛隊の自衛艦隊司令が、自分がやったと言っている。私は、それに疑問を持っているから聞いているのです。はつきりここで本人も言っている。漁船の安全操業を見張るために、海上自衛艦隊が演習という名目でラインに接近してやったというふうなことが、はつきり述べられてい

るのです。私が一週間やっただけでいるのです。これが憲法で許された行為ですか、こうお尋ねしていることが、なぜ国際問題ですか。責任者が自分でやったと言っていることを、私が国会でお尋ねしているだけです。一体こういうことが許されるのかというのを聞いています。許されるのなら、これから国民があつての式で一とちよつとやれ、こう言ってくる可能性が出てくるから聞いています。どうですか。

○池田国務大臣 自衛隊が演習をやることは当然でございます。そうしてその演習の結果どうこうということは、われわれの関係をすることはございせん。われわれは、威嚇でやっておるのではない、憲法の範囲内でやっておるものであります。

○石橋委員 そうしますと、ここに吉田前司令が言っておるように、ラインに相当近接して全艦隊が訓練行動をするというのは、憲法上も許された行為である、必要とあればこれからもやってもかまわぬという総理大臣の答えですね。

○池田国務大臣 公海上におきまして日本の自衛隊が訓練演習をすることは、憲法上認められておるものと考えております。

○石橋委員 それは不法な李ラインの内側であらうとかまわぬ——これは当然公海だから、不法のラインだから、認めてないのだから、李ラインの内側でも、演習をやるのはかまわぬというわけですか。

○池田国務大臣 法律上、どこでやろうと、公海の場合ならよろしゅうございませう。ただ、政治的にどうするかという問題が残りますので、そういう政治的に別の考慮をしなければならぬというところは、隣接した両国間において非常に不幸な事態、そういうふうなことのないうちに正常化しようというものが、私たちの願いであります。

○石橋委員 それではこれは法制局長官でもけつこうですが、自衛艦隊司令が正当防衛の手段をとることができたと言っておりますが、純然たる演習の場合に、そういう手段が講ぜられますか。

○林政府委員 これは石橋委員御承知と思いますが、自衛隊法の第八十二条に、海上における警備行動の規定がございませう。海上自衛隊は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のための必要がある場合には一定

の行動ができるということになっております。これは総理大臣の承認を得てやることであります。第一次的には、御承知のように、海上におけるわが国の船舶の安全の保護は、海上保安庁がやっております。海上保安庁がやるのがたてまえであります。しかし、海上保安庁でできないような場合に、海上自衛隊が出るということはあり得るわけでありまして、それはここに掲げてある要件のもとにおいてでございますけれども、海上における人命の安全保護ということとは、必要があればできるということでもあります。正当防衛云々というものはよくわかりませんが、その場合に、たとえば李ラインの外で漁船が襲撃されたというような場合に、その漁船を保護する必要があるというような場合にどういう行動をとるか、これは海上保安庁もいある程度やっております。そういうことと同じようなことをやっているのではないかと思っております。

○石橋委員 これは重要な問題です。ちょっと聞いてください。海上保安庁が第一次的な責任を持っている。それで海上保安庁がそういう措置を講ずることができるとは、私は知っております。しかし、実際に李ラインに演習の名目を出動して、自衛隊司令が正当防衛の手段を講ずることができると憲法調査会で言っているんですよ。できませんよ。単なる演習ではできないじゃないですか。重大な問題ですよ。いまあなたも読まれたように、自衛隊法の八十二条によって、内閣総理大臣の承認を得て、そうして漁船の保護なり財産の保護なりに当たるといふ場合ならばいざ知らず、

演習で出ていって、そうして向こうの、韓国の不法行為があったからといって、正当防衛の手段がどうして講ぜられますか。そういうことをチェックしておかなければいへんなことになるといふので、こういう規制があるのでしょうか。そうしますと、この吉田自衛隊司令が正当防衛権を発動することもできるという信じておいて一週間も演習したのですが、そういうことならば、あの当時の演習は、財産保護の目的を持っており、総理大臣の承認も得た上で出ていったということになるわけですね。そうじゃないですか。

○林政府委員 その吉田司令が言われた趣旨は、私もよくわかりません。わかりませんが、おそらく普通の訓練の場合に、この八十二条の承認を得てやっているとはいえないと思います。したがって、その吉田司令が言ったという正当防衛云々、これは一問一答のそのときの状況を詳しく知らないし、わかりませんが、確かに訓練中に自衛隊の船舶が襲撃された、これは正当防衛と自衛隊の問題、そういう問題があることは、石橋委員も肯定されることだと思います。つまり、自分自身がやられた、かりにそういうことがあれば、それは正当防衛の問題が起きます。しかし、漁船がやられた場合には、そのときには海上自衛隊は、任務が与えられていないわけでありまして、その場合には総理大臣の承認を得るといふ手続が必要だと思えます。

○石橋委員 そのとおりですよ。自分がやった張本人の責任者が憲法調査会で言っているという重大さを、まず考えてください。この人は、大石委員

が、そういうときに、やはり韓国側の警備隊が何か襲撃したり、あるいは拿捕したりするときに、海上自衛隊としてはそこをただ見ていたわけなんです。韓国の警備隊が日本の漁船を襲撃したり拿捕したりするときに、自衛隊はただ見ていたわけですかという質問に対して、自分は一週間くらい演習をしたが、その間は幸い無事だった。威力がきいた、こう言うのですよ。そのときでも、正当防衛の手段をとることではなかった。重大な錯誤があるというのでは済みません。少なくともその艦隊の全責任を負った司令が、自分には正当防衛権を発動する権利があるのだと錯誤して行っておったとしたら、たいへんなことになるじゃないですか。もしほんとうに正当防衛権があったというならば、総理大臣の承認をとっていったということになるじゃないですか。外交上そんな重要なことを総理大臣や防衛庁長官が承認するはずはないというならば、演習をやった自衛隊司令が、法律的な根拠をわきまえない、そして、あやうくたいへんな紛争を招きかねないような状態が現にあったということなんです。

○林政府委員 これは、簡単な問答だけで直ちに断定を下すのは、私は少し早いと思えます。これは、おそらく司令も自衛隊法を知らないわけではないと思えます。したがって、訓練の命令だけ受けて出たものが、直ちにこの八十二条の行動をとるといふことを言われたのじゃないと思えます。つまり、八十二条の行動をとる場合には、

当然長官の命令を受け、あるいは内閣総理大臣の承認を受けたいことを前提として言っていることだと私は思っています。そういうふうな解釈をいいことじゃないかと思うわけでありまして、それから、正当防衛云々、これは結局は自分のことでありまして、漁船の保護と云うことは、結局この八十二条の条文でやることだ。したがって、もしもそういう必要がたまたま訓練中に起こったということになれば、それはそのときに防衛庁長官なり総理大臣の指示を仰いでやる、そういう前提を含めて言われていることだ、私はそう思っています。

○石橋委員 それでは防衛庁長官にお伺いします。この吉田自衛隊司令が、自分が艦隊司令の当時に一週間ばかり李ラインに接近して、そして日本の漁船の安全操業をはかる意味において演習をやったということを憲法調査会で証言しておられるのです。しかも、正当防衛の権利があるというふうなことを、その立場に立って説明をしておられる。今後非常に重要な問題です。もし正当防衛権があるとすると、長官が内閣総理大臣の承認をとって、そうして財産権の保護という目的を一つ与えた演習でなければ、正当防衛権はない。正当防衛権があったと云っているから、おそらく長官と総理大臣の承認をとっておったということにならなければならぬ。海上自衛隊の自衛隊司令もあろうものが、自衛隊法を知らなかったというのでは、とんでもないことになります。だからお尋ねしますが、あなたは総理大臣の承認をとって、そうして、正当防衛権も付与して、漁船の保護の目的のもと

にこの演習をお許しになったとお認めになっておられますか。当時のことですから、あなたの時代ではないから、調べなければならぬというならばそれでよいですけれども、しばらく待つて調べてもらいます。

○福田(篤)国務大臣 御引例になりました吉田司令の問題であります。御承知のとおり、自衛隊法が成立しましたのが昭和二十九年、十年前であります。同時に航空自衛隊と海上自衛隊ができたわけでありまして、海上自衛隊の創立当時の司令でありまして、すでに七、八年前に退職いたしております。したがって、この吉田司令が個人の資格で述べた、あるいは答弁したものににつきましては、私も軽々にお答えすることは不適当と考える。おそらく法律的な知識も少なかったかもしれない。すでに数年前にやめた司令でありまして、その答え方その他について、用語の不適當な点もあったのではないかと、よく確かめないと答弁できません。ただ、この問題は国際的にも微妙でありまして、この際、防衛庁としての基本的な態度をさらに明らかにしておきたいと思えます。

先般、本院の外務委員会と同じような趣旨の質疑がございました。これに對しまして、私どもの考えを明らかにしたわけでありまして、漁業問題については、韓国側はコーストガード、内務部所管の警備隊を使っております。したがって、日本でもこれに見合うような海上保安庁の警備隊が適當である、われわれは、直ちに自衛隊を出動させてこれを防止するような考えは全然持たない、こういうことを言っておりますが、この際さらに明確にして

おきたいと思います。

○石橋委員 それでは終わりました。後日に譲りますが、非常に重要な問題です。やめた人であろうと、少なくとも自衛艦隊の司令というものが、しかも憲法調査会という責任ある場所で述べていることなんです。一步間違えばたいていへんな国際紛争を招く原因になるこ

とは、いま総理も認めておられます。それだけに、この問題はさらに究明いたしたいと思えますから、いま防衛庁長官がおっしゃったように、ひとつ当

時の事情をきちっと調べていただきたいと思います。そういう権限を付与したのかどうか、内閣総理大臣の承認もとって財産保護という名目を持った上で演習をやったのかどうか、そういうこともきちっと調べて、早急にお答え願うということで、きよ川の質問を終わります。

○徳安委員長 受田新吉君。

○受田委員　総理が次の御予定があることを承っておりますので、二つの問題点にしぼって短時間に総理にお答えを願います。総理お一人だけでけっこうです。

も、公務員問題として非常に真剣に検討しておる。それを国家公務員法の改正案としてすでに国会へ出されて、一番大事なこの臨時行政調査会のお仕事の大きな柱をもぎ取るようないき方が適切かどうかという問題を、私は総理にお聞きしたいのです。お答え願います。

○池田国務大臣　ILO八十七号条約批准と関連いたしまして、改正の必要があるから、御審議願っておるのであります。

○受田委員 そのことは、八十七号条約批准というものは、当然国際的信用を確保する上で、今国会で批准をしなければならぬ。半年後に答申が出よう

というこの大事な人事行政に関して、この分だけを抜き出して人事院の骨抜き、人事局設置というようになかってな法案を出しになることは、臨時行政調査会の無視である、答申を尊重せよ

という法律無視であるということを、総理はお考えになっておるかどうか、この点もお答え願います。

○池田国務大臣　先ほど来申し上げておりますごとく、緊急必要な問題、

公務員法の改正案が出ているにかかわらず、あなたのほうでは同時に審査を続けていくわけですか。この人事行政に関する面……。

○佐藤説明員 いま委員が手分けをしてやっております、公務員の問題については別の委員がやっておりますのであります、先ほどもちよつと申し上げ

ましたように、いろいろな行政の必要から一々の措置をされる政府のことを、われわれのほうに関連があるからといって、やめてくださいと申し上げ

るつもりはございません。公務員に関する合理化であるとか能率化だとかいう問題については、やはり研究をして意見を出そうとしておると存じます。

○受田委員 佐藤さん、あなたのお仕事の大事な柱をもぎ取られて、あなたの調査会は依然として平然とこの人事行政に関する面を御審査になるということ、非常に私はさびしいことだと

ますが、政府といたしましては、先
ほど申し上げましたように、緊急な
もの、重要なものにつきましては、一
応この機構の改廃をいたしますけれ

も、やはり臨調の答申が出た晩におきましては、あくまでも臨調の答申を尊重する所存でございます。

○受田委員　そこで、この中間報告を

拝見しまして、第一専門部会の行政の総合調整に対するお尋ねをしたいのでございますが、内閣の権限、総理大臣の権限というようなものも御検討に

なっております。これは第一問題としてお取り上げになっておられるようにございますが、この総理大臣の地位というのは、国務大臣の任免

権、行政各部の指揮監督権などというふうに、まさにワンマン的な地位が与えられておる。そういう内閣法によつてもきわめて明瞭な特定の権力、独裁のような地位が与えられておるわけである。

す。この総理大臣の権限についても、御研究を掘り下げてやられるということになれば、当然内閣法の改正という問題にも触れてくると思います。そのことも御検討されておるかどうかが。

○佐藤説明員　いまの御指摘のような問題は、むしろ調査の対象になって議論はしておるであります。どこまで答申として、あるいは意見として盛り込むかは、委員の間で意見の調整を

やっておるところで、まだお答えできる段階にきておらぬのであります。

○受田委員　総理に対しても適当なこの機会に制約を加えるとか、ワンマンを押えるとかいうことも、あなたの答

たてまえになっております。しかし、それともう一つの問題は、そういう者の指定がなかった場合に、不慮の事故が起こったという場合にどうするかという問題で、実は別問題でございます。

○受田委員 この御質問は、あとのこと、その場合どうするかということであるかと思ひます。どうするかという場合に、何もできないというのか、これはやはりおかしいので、あらゆる問題について、法律問題すべてでございしますが、お手上げというところはおかしい。お手上げにはならないように解釈をしていかなければならない。したがって、そういう場合に、かりにそういう事態が起こった、急に総理大臣がいなくなった、しかもあらかじめ指定する人がいなかったという場合には、それはやはり他の閣僚において閣議を開いて、そこできめていく。早急に国会を召集して後任者をきめる、こういう手続を経るべきだ、こう思ひます。

○受田委員 私が聞いておるのは、「予め指定する」というのは、任意規定かどうかです。任意規定ですか。

○林政府委員 その任意規定が強行規定かという意味でありますが、これはやはり私は一種のいわゆる訓示規定で、内閣総理大臣はそうするたてまえであるということが書いてある。それに違反したと、罰則もございせんし、別にほかの不利益処分も何もありません。そういう意味で、強行規定という種類のものじゃないと思ひます。つまりそういうふうな訓示規定だと思ひわけです。そういうふうにするのがたてまえであるということを書いてある。総理大臣としてそういう心がまえでない

いよということでございます。それに違反した場合に、何か事故が起こった場合にどうするか、これはまた別の法律問題として解決する、かように考えます。

○受田委員 これはあなたのほうとして十分考えなければいけない問題だ。「予め指定する」ということは、これはもう強行規定じゃない。しかし、それのおしまいを見ると、「職務を行う」と書いてあるわけですから、性格的にはもうちゃんとした強行性を持った、置くことが当然であるという規定であると、われわれはいままで承しておったわけです。もしそうでなくて、置いても置かなくてもいいような規定であるならば、当然内閣法は改正をしなければならぬ。総理が不幸な事態でこの世を去られたという場合に、あとに総理がいらないという場合には、これは非常に大事な問題だと思ひます。だから、内閣法の改正をして、こういう規定が強行規定でない、置いても置かなくてもいいのだという身がってな解釈ができる規定とあなた方はいま御答弁されている以上は、欠けたときにおいて直ちに総理大臣の職務臨時代行のできる人物に事務の引き継ぎがされるような形の体制にしておかなければいかぬと思ひます。これは非常に大事なことです。責任体制が明らかにしなければいかぬ。内閣法を改正する必要はないですか。

○林政府委員 それはいま受田先生の御っしゃるようなことであれば、たとえば法律で直接書いてしまふ。そういうようなことが書ければ、それは書く方法はあろうかと思ひますが、しかし、それは内閣総理大臣の意思を無視して臨時代理者をきめるということとは、これはやはりおかしいと思ひます。したがって、書くことすればやはりいまの内閣法九条のような書き方じゃないと私は思ひます。これは妙な法律論をいたすようでございますけれども、かりにどうしても置け、置かなくてはいいけないと書いても、置かなくてはいいけない問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

は、問題は起こるわけでありまして、い

たいとおっしゃるのを、いきなり法律無視と言ふのは、言い過ぎだと思ひます。

○受田委員 総理大臣に事故があるとき、それから欠けたとき、二つあるんですよ、二つのうちの一つの欠けたというの、非常に大きな事態です。本人がなくなる場合ですからね。この二つの一つ、欠けたときにも、置いても置かなくてもいいんだというようないまの御答弁では、これは納得できない。欠けるという場合が、二分の一あるわけですよ。二分の一の場合に、あらかじめ指定しないということになれば、これは法律を忠実に執行している総理ではない、こういうことが言えるわけでありませぬ。忠実でないということが言えるかどうか。ほかのことは答えなくともいい。

○林政府委員 忠実ということの意味になるわけですが、結局事故にしても、欠けたときでも、実は問題は同じでございまして、欠けるほうも予想できないじゃないかということをおっしゃいます。これは予想できない場合もあり得るけれども、予想できない場合もあるであります。非常な病気の場合同様に、必ずしもあらかじめの指定がいまなくても、できないわけのものじゃないわけでありませぬ。そういうわけで、いまない状態をたえて、直ちにこの法律に忠実でない——法律のたてまえからいえば、なるべく早く指定しておいたほうがいいのであらうと思ひますけれども、いまの状態をもって直ちに法律の執行として忠実でないというふうにおっしゃるのは、少し言い過ぎではないかと思ひます。

○受田委員 総理大臣に事故があるとき、それから欠けたとき、二つあるんですよ、二つのうちの一つの欠けたというの、非常に大きな事態です。本人がなくなる場合ですからね。この二つの一つ、欠けたときにも、置いても置かなくてもいいんだというようないまの御答弁では、これは納得できない。欠けるという場合が、二分の一あるわけですよ。二分の一の場合に、あらかじめ指定しないということになれば、これは法律を忠実に執行している総理ではない、こういうことが言えるわけでありませぬ。忠実でないということが言えるかどうか。ほかのことは答えなくともいい。

ます。そういうたてまえになつておる。いろいろなわけでそこに政治的な判断を加えて、いま置くのは適当でない、そういう判断をされた場合に、それが法律のたてまえに反する、違法である、あるいは忠実でないというふうな言ひは、少し言い過ぎで、原則としては置くのがたてまえである、そういうことだと思ひます。

○受田委員 それはおかしい。法律に書いてある文句を執行しないことは、それは忠実ではないじゃないですか。それは忠実ではないということになれば、忠実ではないんじゃないですか。それを弁護するといふのは、これこそ法治国家として恥すべき法制局長官です。

○林政府委員 しかし、これはこのことと限りませんが、いろいろな法律で、たとえばある事項は政令で定め、省令で定めるといふことが書いてあります。そういう事項がいま必要でない場合に、委任命令がつくられてない例は幾らでもございします。それは法律はその委任命令をつくれ、こう言つておりまして、そういう事態が起らない場合には、必ずしもつくらなくても、それは法律違反とは言へません。あるいは法律の執行として忠実でないといふことは言へません。そういう事態は、幾らもあるわけでありませぬ。過去における何年かの経験においても、そういうあらかじめの指定がなくとも支障がなかった、そういう事態にかんがみて、いま直ちに置くことは、政治的判断として置くのはまづいという判断がなされてゐるものを、忠実でないといふのは、少し私はいき過ぎだと思ひます。

○受田委員 それをあなたが、いま許可、認可、政令委任といった文句と同じようににとられるのは、間違ひなんです。一國の総理でワンマン的存在だから、その人が欠けた場合には、その職務代行者がおられなければならない。そのほかの許可、認可と性質が違ひますよ。長官一人で物事を考えては困りますよ。これはあなたと議論してもしょうがない。これはよしですが、そういうだらしない法制局長官がおられたのでは、これは池田内閣もはやだめだね。

もう一つ、行政責任の問題を一言お尋ねしたいのです。行政上の責任が一体どこに所在するか。ライシャワーさんの不幸な事態に対して、早川さんが国家公安委員長として責任をとられた。これは一体行政責任、政治責任、いろいろな立場があると思ひます。が、いかなる形の責任をおとりになつたのか。責任をとるとするならば、この人以外に責任をとるべき者がおるのではないか。この点についても、臨時行政調査会に、行政機関の長たる者の責任という問題ともあわせて私お伺ひしたい点でありますので、お答え願ひます。

○林政府委員 行政責任ということば自身も、比較的不明確なところばございませぬが、結局は、たとえば自己の故意、過失によつてある事態を引き起こしたといふような場合に、その責任を問うといふことを行政責任といへば、たとえばライシャワー事件のようなことは、大体警察当局の警備という問題がここに出てくるわけばございませぬ。しかし、これが不可抗力であれば、い

わゆる責任はない、あるいは防止し得ない事態であれば責任はないというようない問題になつてまいります。その行政責任のとり方も、いわば第一線の現実にそこに出務しておりました者に故意、過失がございしました場合には、もちろんその者の責任になります。あるいはまた、それを監督する者が監督を怠つていたとすれば、その監督者の責任になります。まあ行政責任というものは、そういうものだらうと思ひます。結局、国務大臣の責任というものは、大体において政治責任だと思ひます。つまり、直接に一々の事務について指揮監督していることは、これは實際にないわけばございませぬ。包括的な統括権を持つており、包括的な監督権を持つておるわけばございませぬから、厳密な意味での行政責任というものは、なかなかめつたに発生するものではない。結局、政治責任として解決するといふことが、普通の事態だと思ひます。

○受田委員 外国の公館の中は、もちろん治外法権的な立場に立つておる。しかし、その外は日本国の行政権の及ぶところでありませぬから、その内部にそういう事態を引き起こすような状態をつくらないよう、終始警備その他の行政上の責任があるわけばございませぬ。その分が十分果たされていなくて、行政権の及ばない大使館の内部で事故を起こさせたわけばございませぬ。その限界をはつきりさせてもらいたいと思ひます。

○林政府委員 いわゆる日本にある在外の大使館については、御承知のようには、いま国会で御審議を願つておられますウイーン条約にも、当該接受国が特別の責任を負ふということが書いて

ございませぬ。これは従来の国際慣例でも、そうだと思ひます。ただ、その場合の責任でございませぬが、それをだれが政治的に責任を——政府が負ふのは当然でございませぬが、具体的にそういう警備の責任をだれが負ふかというところになると、行政的な責任をだれが負ふかということになれば、これは国内法体制に持つていつて考えなければならぬ。結局いまは、いわゆるそういう警備的な事務、いわゆる行政警察の仕事は、第一次的にはこれは都道府県警察の仕事でございませぬ。都道府県警察は、御承知のように、都道府県の公安委員会が都道府県警察本部を管理している。その警察本部が、結局そういうものを含めて、東京都であれば東京都警察——警視庁というものが、東京都の道路なりあるいはその他の警備をやつて、在外公館の保護をやるというものが、いまの国内法のたてまえでございませぬ。

それから責任はどこにあるかといへば、警察にあると言わざるを得ませぬ。しかし、それは具体的な問題にあつたて、いまの警察体制ではどうして防止し得ない事故であるとすれば、つまり過失も故意もないとすれば、その具体的な行政責任はそこには起らない、そういうことになつてゐます。第一次的の警備責任を持つてゐる者に過失責任がないのに、上の方で監督している者に責任がある場合は、普通はないわけばございませぬ。行政的な過失責任は、たゞその問題で、具体的にそこにはいた巡査に過失がなくとも、警視庁の警備配置が悪かつたという意味の過失があると思へば、第一線ではなくて、もう少し上

ございませぬ。これは従来の国際慣例でも、そうだと思ひます。ただ、その場合の責任でございませぬが、それをだれが政治的に責任を——政府が負ふのは当然でございませぬが、具体的にそういう警備の責任をだれが負ふかというところになると、行政的な責任をだれが負ふかということになれば、これは国内法体制に持つていつて考えなければならぬ。結局いまは、いわゆるそういう警備的な事務、いわゆる行政警察の仕事は、第一次的にはこれは都道府県警察の仕事でございませぬ。都道府県警察は、御承知のように、都道府県の公安委員会が都道府県警察本部を管理している。その警察本部が、結局そういうものを含めて、東京都であれば東京都警察——警視庁というものが、東京都の道路なりあるいはその他の警備をやつて、在外公館の保護をやるというものが、いまの国内法のたてまえでございませぬ。

に責任がある場合もありますけれども、これは国家公安委員会が判定することだと思ひます。そういうような警備上の責任はなかつたと言つてゐるわけでありませう。とすれば、警備上の行政責任はなかつたと言わなければなりません。それにもかかわらずそういう事故が起つたとなれば、接受国の責任としては、政治的責任といふことになりませう。政治的責任といふのはどこで負うかといへば、政治的責任の地位にある担当の人が負うということになると思ひます。

○徳安委員長 通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 今度の通商産業省設置法の一部を改正する法律案の内容は、六つに分けられております。そこで私は一つ一つお聞きをいたしたいと思ひますが、時間がはばになりませうので、特許庁の定員の増員関係をお聞きをいたしたいと思ひます。

この提案説明の内容だけではあまりわかりませうので、この定員増の理由をもう少し詳細に御答弁の中で説明をお願いしたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 御案内のように、最近の日本の産業が次第に世界的な規模に発展していかねばならぬに段階において、特許の申請とかこれに伴う件数というものは、非常に最近ではふえてまいりました。そうして毎年毎年その件数が、一方において処理をいたしますが、一方においてはまた申

請がふえる、この関係が、毎年申請のほりが増加するような状況下にあるわけでございます。何としまして、こういう段階においては、何としましてこの相当の人員をふやし、さらにまた事務の機械化をはかる、こういうようなことが必要である、かように考えておりますので、そこでこういうような法案をお願いをいたしてゐるわけでありませうが、特許庁長官から、その具体的な内容については説明をいたさせたいと思ひます。

○佐橋政府委員 お答えをいたします。ただいま大臣が御説明をせられましたように、特許の出願は、大体九一年をベースにいたしまして、平年度でございますが、大体九万件ぐらゐの出願がございましたが、三十七年の後半から非常に特許の出願が増加をいたしまして、三十七年度は二十一万件、三十八年度は二十六万二千件、九一年をベースにいたしまして、約三倍に激増いたしておるわけでございます。特許庁といたしましては、審査の処理にいろいろ手を尽してまいつて、逐次処理能力を増加をいたしておりますが、現在特許の処理能力は大体十六万件から二十万件ぐらゐの間でございます。いまの出願増と処理の間に非常なギャップがございます。三十八年十二月末で四十六万の滞貨をかかえておるわけでありませう。これは技術革新あるいは自由化、いろいろ問題で特許の出願がふえてまいつておられますけれども、こういうふうにいふ処理のために三年ないしは四年もかかるということでは、これは工業所有権制度自体の問題にもかかわりますので、できるだけ出願とのギャ

ップを少なくしようというので、事務の機械化あるいは審査、審判官の人員増といふようなことをはかりまして、今回その関係のいわゆる審査、審判官の定員増、それから機械化に伴う人員増、あるいは資料分類、資料整備のため、設置法の改正でその定員の改正要求をいたしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 お聞きをいたします。と、非常に出願数が増加しております。そして、ちよつと聞いてびっくりいたしましたのですが、四十六万件も滞貨をしておる、これは何とかしなくてはならぬということでは当然でございますが、一方には人間の増を提案されておる。そこで私は、この機械化はどの程度のもので入られて、これを入れることによって滞貨数というものがどう消化されていくかという見通しをお伺いをいたしたいと思ひます。

○佐橋政府委員 特許の出願が非常にふえて滞貨が増しておりますのは、必ずしも日本ばかりの現象ではありませう。世界の各国とも同じような現象で悩んでおるわけでございます。と申しますのは、特許の出願の内容というものが、技術革新を反映いたしまして、きわめて高度複雑になつてまいりまして、審査に要する時間というものが、年々増加する傾向にございます。しかも、その特許権を設定するための要因といたしまして、いわゆる新規性を判断をいたすわけでございまして、その新規性を判断するために渉獵をしなればならぬ文献といふものが、世界的に非常にふえてまいっております。

で、各国とも、出願の増加するにわかならず、審査能力は若干ずつ低下をすといふところにある大きな問題があるわけでございます。そこで、今度、どう判断いたさなければならぬもので、審査、審判官の定員をふやすといふことのほかに、現在機械化を考へておるわけでございますが、出願が非常にふえまして関係上、出願に伴います全く機械的な事務にも限界がまいりまして、今後出願増に伴つて、全く機械的な事務をするための人間の増加をはからなければならぬわけでございますが、それを電子計算機で置きかえ得るものをできるだけ機械に置きかえまして、今後定員の増加をできるだけその部分については押えてまいりたいといふことで、今度電子計算機を導入することにしたわけでございませうが、これによりまして、われわれのほうは三十九年から五十年計画を立てまして、四十三年には大体特許の審査は二年以内、それからいわゆる商標の関係は一年以内、意匠はさらにそれよりも短い期間に処理をしよう、こういう計画で進んでおります。そのためには、もちろん電子計算機の拡充のほかに、審査、審判官の増員が年間約百二、三十名は要る、こういうふうな考へておりますが、それを実行に移しまして、五十年計画でまあまあといふところまで審査の所要時間を短縮したい、こ

う考へておるわけでございます。

○田口(誠)委員 お聞きをすると聞くほど、いままで放任されておつたことに対する責任を追及したくなるわけですが、四十六万件といふものがいま滞貨をしておる。それに年々出願数が増

わつていく。結局五年先でなければこの四十六万の滞貨を消化することができない。こういうことなんですね。

○佐橋政府委員 御承知のように、審査、審判官を急激に入れまして、それが一人前のいわゆる審査能力を発揮するまでには若干の時間がかかります。のと、ただいま申しましたように、年々、現在は二〇%ぐらいの増加率でございますので、どうしてもこ一、二年で四十六万件を急速に処理するといふことは不可能でございます。五年計画でただいま申しましたように処理をいたしてまいりたい、こういうふう考へておるわけでございます。

○田口(誠)委員 そこで大臣にもお聞きをいたしたいのですが、いま説明を聞いておりますと、四十六万の滞貨数がある。結局これを消化するには二、三年ではむずかしい、五年先、こういうことになるので、おそらく四年何カ月ということになると思ひます。したがつて、いま出願しておる人たちが四年、五年先でなければその結論を出してもらえないということになる、実際の非常に困ると思ひます。それで、このことは、いまの東京都内の交通関係が飽和状態にきておると同様に、特許庁の事務処理も飽和状態にきておるわけなんです。したがつて、ここで機械化をした場合には、これは事務的な処理の面は能率的に上がります。上がりますけれども、今日提案されておる定員増の数はいたしません。審査官といふものを相当に増員しなければ、やはり消化はし切れな

いわけなんです。機械化によつてその他の事務は消化されていっても、それを

審査する人たちが増員されなければ、結局機械のほうにかけられないということになりますから、そういうようなことを考え合わせてみまして、五カ年計画をここで貫徹するといいたしまして、現在の特許庁のあの規模では絶対にできないと思うのです。したがって、そういうことも含めて大臣のこれに対する考え方をひとつここで伺いをしておきたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 御説のとおりでございまして、これは特許庁のいわゆる機械設備、あるいは建物、あるいはまた人員、いろいろな面からこの問題の解決をはかっていかなければならぬのでございまして、そういうような意味におきまして、私たちはいろいろいま計画も持っておるわけですが、さすがに、ただ、御案内のように、特許その他は先願主義に相なっておりまして、ある程度は出願者の権利は保護されるわけでありまして、しかし、それだからといって、非常に件数がふえておる段階でございまして、われわれとしては、この際抜本的にこの問題も建物のほうから——実を言うと人を収容する分がなくなつてしまつておる。もう一ぱいございまして、いまの特許庁の建物ではどうにもならぬというところになっておる。この点について

も、いま大蔵省ともいろいろ話をいたしておるようなわけでございしますが、何とかしてそういう物理的な問題も解消しつつ、また人員も実は百名ぐらいでなくて二百名、三百名採ればいいじゃないかというとも考えられるのですが、先ほど長官が御答弁申し上げましたように、採用となりますと、技術者のことでありまして、なかなか

採用がむずかしい。ことは比較的採用がうまくいくほうであります。いままでは五、六十人採るのでも、定員はもたらたけれども採用ができないというような実情等もあったりいたしまして、非常に困難を感じております。今後大いにひとつ増員等にも努力をいたしまして、できるだけこの審査を早めていくように努力をいたしたいと考えておるところでございします。

○徳安委員長 質疑の途中でございしますが、この際、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、先日来質疑を重ねてまいりましたが、ほかに御質疑の申し出もないようでありますので、本案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 これより討論に入るのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。郵政省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○徳安委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○徳安委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、そのように決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○古池國務大臣 ただいまは、郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、御審議の上、議決をいたしました。だきまして、まことにありがとうございます。

○徳安委員長 引き続き、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について質疑を続けます。田口君。

○田口(誠)委員 それでは引き続きいて質問申し上げます。いま大臣のほうから将来の考え方も含めて御説明をいただいたのですが、大臣はお偉い方ですから、あまり細かい数字はお持ちになつておられないと思いますが、私は一九六一年の数字を見てびっくりいたしましたことは、世界的にこの出願件数というものはふえてはおります。ふえておりますが、日本はさきわ立つて多いですね。増加率が多いわけなんです。一九六一年のときには、西ドイツの場合がまだ日本とはほぼ同様でございしたけれども、今日では日本のほうがうんと伸びております。そこで私、この件数に対する事務量、定員、こういうことをその他の国と比較をいたしますと、日本の場合には、先ほど説明のありましたように、四十六万件もまだ事務処理がなされておらぬということが、こういうところから出てきておるのではないかと思ひます。一九六一年の数字を申し上げますと、日本の場合には十七万五千件、西ドイツの場合にはほぼ同様、アメリカの場合には十万九千件、イギリスの場合には七万件、こういう件数で

ございすけれども、さて従業員がどういうような配置をされておるかといへば、ちょうど一九六一年には、定員が、日本の場合には一千百十五名、西ドイツの場合には一千七百七十七名、アメリカの場合には二千三百一名、イギリスの場合には千三百八十八名、こういう定員比率になっておまして、出願数また停滞しておる数を比較してみましても、もう少し早く手を打たなければならなかったのではないかと、こういうふうに考えられるわけなんです。したがって、そこに働いておる従業員の事務量も、日本の場合は非常に労働強化になっております。それでこれも一九六一年の数字を申し上げますと、一人当たり一〇〇に対して日本では一五七、西ドイツが一〇一、アメリカが四七、イギリスが五〇、こういう事務量の比率になっておまして、日本の特許庁にとつておる職員の人たちは、諸外国と比較して非常に労働強化がされておるということは、この数字をもつてはつきりしておるわけなんです。したがって、私はこういう点を早く解消しなければならぬと思ひますが、なぜこういう実態が今日まで放任されてきておるのか、積極的でなかったかという点については、もちろん大蔵省が予算要求に対して動いてくれなかつたという面もございしますが、ふしぎでありませんことは、大臣の場合には、二年する方もありますが、大蔵省の特許庁の長官の場合も、明治二十年からずっとここに載つておられますが、ほとんど一年交代なんです。そうすると、長期的な計画を立てるということとは、実際しておられないのではないかと

と思ひます。こういう点は官房のほうでにぎつておられるのかもわかりませんが、やはりこういうところから考慮する必要があるのではないかと、こういうふうに考えるわけなんです。したがって、今日のようにたくさんの方数がたまっておるという状態を見ましたときに、何とかこれを解消しなければならぬが、今年設置法の改正で定員増と機械化というものが提案されたのでありますけれども、五カ年計画を五つに割つた一年としては、この数字ではなかなかいけないのではないかと思ひます。これはいけると思へば、あとから説明していただければわかると思ひます。そこでなお私はふしぎだと思ひます。そこそこは、昭和三十三年に定員を大蔵省へ予算要求を出したときに、約半分しか認められておりません。そのうすると、三十三年には必要定員数にプラス前年度の目的を達成できなかった数字を予算要求して出さなければならぬけれども、三十三年には出していないということなんです。非常にこの点がおかしいと思ひます。それから三十五年には、予算要求を出しておつて、グラフで言いますと、約七〇%大蔵省のほうで認めておられますが、三十六年、三十七年という年が、これはやはりなされておらない。そして三十八年には満ばいで大蔵省は認めておる。こういう矛盾があるわけなんです。一貫した対策というものは立てられておらないわけなんです。こういうのは、官房長の手元で何年ごろから処理されておるかかわかりませんが、大臣が一年交代なり二年交代でかわられる、それにま

た特許庁の長官も一年交代で交代され
るといふようなことで、予算要求一つ
見ましても、非常に矛盾だらけのもの
がある。こういうことでは、幾ら五カ
年計画を立てたと言われても、その目
的を達成することができないと思うの
で、私は、こういうような矛盾した経
緯をいま指摘をいたしたわけなんです
が、これについて、どうしてこういう
ような矛盾した運営をなされてきたの
か、ひとつ御答弁をいただきたいと思
います。

○佐橋政府委員 ただいまの御指摘で
ございますが、特許の出願は、大体戦
後三十年以降に、何と申しますか、日
本の経済がほぼ安定をいたしてまいり
まして、特許の出願も、大体その当時
十四万件くらいから十六、七万件くら
いの線に安定をいたしておったわけで
ございます。そこで特許庁の定員増加
につきましても、大体出願に見合う
ような処理件数ができておりましたの
で、年によりまして、やや定員増加の
要求について積極的ではなかったとい
う点もあつたかと思ひます。たまたま、
先ほど説明を申し上げましたように、
三十七年の後半から急激に出願が増加
をいたしました。従来は十六、七万件
から一挙に二十一万件になり、三十八
年には二十六万件になるというよう
な急激な増加がございましたので、先
ほど申し上げたような、四十六万件とい
うようなたいへんな滞りになったわけ
でございます。そういう意味で、年次
計画は前からできておりました。それ
に従って歴代特許庁長官は実施をされ
たと思ひますが、何せたいへん申し上
げましたように、三十七年の後半から
急にふえたという、われわれも予期し

ない事態が発生をいたしましたので、
現在ではまことに申しわけのない状況
になっておるわけでございます。ま
先ほども大臣の答弁にありましたよう
に、定員の増加に対して大蔵省が五
〇%だとあるいは七〇%だとかいう
ふうな査定をされた主たる原因
は、この審査官というの技術屋でござ
いまして、民間の景気のいい場合に
は、待遇が必ずしもそれに匹敵いたし
ません。特許庁につきましても、なか
か採用がしにくくという状況もござ
いまして、定員をつけてもとれないじや
ないか、言つてみれば大蔵省にいい口
実を与えたような関係で、要求定員が
十分に充足されなかつたというやうな
事実がございまして、それやこれやい
る重なりまして現在のやうな状況
になっておることは、まことに遺憾で
ございます。今後いろいろ手を打ち
まして、滞りの処理に万全を期してま
いりたい、こういうふうな考へておる
わけでありませう。

○田口(誠)委員 こういうところで質
疑応答をいたしますと、万全を期す
る云々というこはいつも聞くことで
ございまして、少なくとも四十六万件
から事務処理が未処理のままになされ
ておつて、そうしてなお最近の出願数
というものが非常に多くなつておると
いうことから、今日出されておる程度
の定員数では絶対これは足りないです
し、それから機械化ということでは、や
はり大臣が先ほどお答えになつたけれ
ども、庁舎の関係からこれは考へてい
かなくては、いまのままでなかなか
その計画どおりいかないということ
は、これは昇理士会から出されておる
雑誌の中にいろいろ図解をして説明を

しておりますが、諸外国と比較をい
たしまして、日本の場合は、特許庁の
行政運営の面を非常に冷やめし扱いに
しておる、こういうことが感ぜられま
すので、そういう点から、私は、強く
この点を要望をいたしつつ質問をいた
しておるわけでございます。したがつ
て、今年出されておりますこの法案
が通つたということになりますれば、
結局審査官の数の関係ですが、特許庁
関係は百十名というところですけれど
も、これは百十名全部審査官というこ
とになるのですか。その点どうなん
です。

○佐橋政府委員 百十名の中で審査
官が約七十名でございます。その
ほかは、機械化に伴うパンチャーだ
とか、あるいは資料整備をいたすための
分類官とかいうやうなものを入れます
で、百十名でございます。審査、審判
官は、約七十名だと思ひます。

○田口(誠)委員 これは昭和三十三年
にこたわるわけではございませんけれ
ども、昭和三十三年に定員の予算要求
をされたのが、今日まで満たされてお
らないというのが実態なんです。これ
はだれが考へてみて、こういうやう
な消極的なことではいけないのではな
いかと思ふのですが、どうしてこうい
うやうな状態になつておるのですか。
そのときどきの長官に熱意がなかつた
のか、大蔵省があまりにもきびしいの
か、それから通産大臣の政治力がな
かつたのか、これはいろいろ要素があ
ると思ひますけれども、私は、ずつ
と数字的に見まして、どう考へても、
いままでの実態が私の考へ方のような
内容になつておるのです。もう一度そ
ういふ点から、あなたの抱負を含めて

でも御説明をいただきたいと思ひま
す。

○佐橋政府委員 先ほども申しました
ように、いわゆる特許庁の技術職員で
あります審査、審判官の待遇が、一般
の民間その他に比べて必ずしもよ
くないというやうな点がありまして、
技術者の採用に非常に困難を來した
わけでありませう。その後、特許審査、
審判官に對しまして、特別調整額八
%というやうな待遇上のプラスの点もあ
りまして、やや採用が容易になりました
。いまの大蔵になつてから
は、定員の数も大体われわれの採用に
見合うやうな定員をとつていただいて
おりまして、特に三十八年度からは、
民間の一般の景気がリセッションして
おる関係もございまして、欠員及び定員増
に對しまして、十分な採用が見込まれ
ておるわけでございます。今後、待遇
改善と見合ひしまして、所要定員の確保
と同時にその採用につとめてまいりた
い、こういうふうな考へておるわけ
でございます。

○田口(誠)委員 私の数字はちよつと
古いから、先ほど申し上げました程度
の滞り数になつておるのですが、現在
どの程度になつておるのですか。

○佐橋政府委員 先ほど申しましたよ
うに、三十八年十二月末で四十六万二
千件でございます。

許庁のほうでは五カ年計画を立ててお
いでになりますから、今年の程度の定
員増でこの四十六万件というのの当然
消化をし、そうして年々出されること
の新しい出願件数に對してしましても消
化できる、こういうやうに見通しを立て
ておられるのかどうか、その点を伺
いたいです。私の疑問のところは、機
械化によつて事務処理はなされていく
といへども、審査官が非常に数が少な
いので、審査滞りというものはさほど
に減少しないのではないかと、こうい
うに考へられるのです。それで現在
新しく出願されるものが年々少なくな
つていけば、これは今年定員増をした
ものがプラスされて、現在までの滞り
を消化することができませうけれども、
そうでなしに、新しいものが加つて
くるわけではございませんから、新しい
出願数といつておるのは年々滞り数の中に加
わつていつておるのです。だから、私
は、審査滞りというものは、なかなか
今年提案の内容ではなくならないので
はないか、こういうやうに踏むわけな
んです。その点、率直なところをお聞
きをいたしたいと思ふのです。

○佐橋政府委員 十二月末に四十六万
件の滞りがございまして、さて三十九
年にどのくらいの出願があるかと申し
ますと、われわれは五%増くらいに考
へておるわけでございますが、これが
処理能力がこし相当にあがりまして
も、おそらく十八万件くらいだと思
ひます。そうすると、このままの推移で
いけば、三十九年の終わりに五十六
万件になるという数字が出てくるわけ
でございます。滞りが減るどころ
か、むしろ果増するということが言
えらうと思ひます。ただ、機械化は、い

ゆる出願登録事務を機械化するわけでございますが、そればかりではございませんで、電子計算機の余力を使いまして、いわゆる資料の保管、分類、整理を電子計算機に乗せまして、いわゆる出願の問題点が、すぐ世界中の資料が電子計算機で審査官の手元に届くというふうに逐次なっていくと思いが、そういうことになりまして、審査官の審査能力というのは飛躍的に増大する、こういうことになるかと思いがす。

いま一つ、われわれが考えておりますのは、日本の出願は、先ほど先生の御指摘のように、世界に比を見ない、非常なたくさん数が出ておるわけでございますが、現在の出願に対しまして公告率は、五割ないし四割でございます。だから、五、六割というものはいゆる拒絶査定になると考えるのでございす。登録されるものにつきましても、日本の場合には、先生御承知だと思いが、防衛特許というものがございまして、一つの発明の途中段階で、他人が特許権を設定した場合にそれは非常に障害になるといふことで、競争的に出願をするというふうなケースがございまして、そのために先ほど来申し上げておるわけに、出願が逐年増加いたしておるわけにございまして、これは業界等の指導によりまして、ある程度のもはもう出さないんだとか、あるいはわれわれのほうとして部門別のいわゆる審査基準というものを公表いたしまして、こういった部門についてはこの程度のもでなければ特許権は設定しないというふうなことを公表いたしまして、業界全体の自覚を促しまして、出願件数もむしろ減

らそう、結果的には減るのじやなからうかというふうなわれわれは考えておるわけでありまして、それやこれやを考えまして、四十三年には現在の滞貨を相当部分圧縮できるのじやないかと考えているわけにございす。

○田口(誠)委員 そうでなしに、三十九年度末には五十六万件にまざるという想定のもとに、滞貨数をなくすという方針で今日の設置法の改正も出され、その中に定員増も入っておるのです。

そこで私のお聞きしたいことは、三十九年度末に五十六万件も件数が滞貨しておるということになりますれば、これを五カ年計画で消化したいということであれば、毎年どの程度の機械を導入したあるいは定員増をすれば消化できるのかという数字的な見通しを承らなければ、大体こういうものは消化できるように思えるかどうかで、私はそんなことではだめだと思っております。したがって、そのことを伺っておるわけなんです。

○佐橋政府委員 お答えをいたします。

われわれの五カ年計画では、三十九年から四十年に対しまして、審査官で百十名程度の増を毎年していくというふうに考えております。と同時に、先ほど先生から御指摘がありましたように、世界の各国は、審査官に対しまして、いわゆる補助職員、事務職員が大体一対三の割合でついておりますわけでありまして、日本の場合には、事務職員が非常に少ない。そのために、審査官が事務職員を使つて十分できることをみずからやらなければならぬというふうな問題もございすので、ただいま

申しました百十名程度の審査官の増に関連をいたしまして、事務職員をさらにふやすというところで事務処理能力を増大してまいりたい、こういうふうな考えておるわけでありす。

○田口(誠)委員 そのお考えはわかりますが、私はどうしてもわからぬことは、いま補助職員も足りません。この数も他の国との比較を申し上げてもよろしいのですが、いずれにいたしましても、先ほど申しましたとおり、絶対数として足りないわけなんです。これが足りないということは、他の国と比較をしても、出願件数に対する職員の定員、もちろんこの中には審査、審判関係の職員も含まれた数でございますけれども、これが非常に足りないわけなんです。そこで私はふしぎでなりませんことは、おそらくアメリカの辺では相当機械化をしておると思うのです、機械化をしておても、日本の一九六一年の数字でいまして、十七万五千件というのに対してアメリカが十萬九千件しかないけれども、定員のほうは日本の千百十五名に対して二千三百一名というように確保しておりますから、そういうことから、非常に日本の特許庁に比べておる職員の労働強化はこの数字を見てもわかりますし、それから他の国と比較して、どうして日本はその消化に比べてないのかということがふしぎでならないわけ

うして長官の考えておられる方針というものをつかんで、将来もこれに対する協力態勢をとっていききたい、こういうふうに考えておるのですから、その点をもう少しはつきりと数字的に御説明をいただきたいと思いがす。

○佐橋政府委員 外国の例でございますが、特許の事務処理というものはなかなか機械化がむずかしいということになっておまして、私が少なくとも承知しております限りにおきましては、アメリカ、ドイツでもそれほど機械化しておらないと考えております。電子計算機を導入するというのも、おそらく部分的には各国あるかもしれせんが、少なくとも私が承知しております限りでは、こういう大型な電子計算機を入れるというのは、日本が最初ではないかと考えております。各国共通で、いわゆる出願の滞貨処理のためにいろいろと研究会を催しておるわけにございす。ただ、日本が特許の出願案件が非常に多いということは言えますが、しかし、この出願案件の内容というものは、国別に非常に違うわけにございまして、比較的複雑なものもある、非常に複雑なものが集中しておりますところもあるわけにございまして、必ずしもいわゆる定員と出願との比率だけで労働強化というわけにはまいらないと思いが、いずれにいたしまして、われわれ現実的に仕事をしております面からいいますと、日本の特許庁は相当な労働強化であることは間違いないわけにございまして、今後でございまして申しましたような定員の増、それから機械化によって処理し得る事務量をふやしていく、さらに資料の分類整備を別途の方法で行ない、そ

の分類されたものを電子計算機に乗せるといふようないろいろな施策を講ずることによって、ただいまの滞貨をできるだけ早い機会に解消してまいりたいというふうな考えておるわけにございす。

○田口(誠)委員 私さくばらん申上げますが、この赤い数字は、年々の出願数ですが、こういうようにずっと伸びております。ところが、職員の定員のはうは、こういう状態です。だから、出願数に対するほんとうの善後策というものがなされておらぬのじやないかということ、そして今度の五カ年計画を立てたと言われるけれども、五カ年計画によつていまの滞貨件数というものが消化できはしないのじやないか、こういう点が心配になるので申し上げておるのであって、補助職員の定員増なんかの場合は、これは機械化によつて現在よりふやす必要はございせんか、それが一つです。

それから、いまの滞貨というのは、これは審査官の手元までは来ておつても、審査官が足りないから滞貨しておるのか、手元にまで来ないのか、その点どちらなんですか。

○佐橋政府委員 第一の質問でございますが、機械化をいたしまして、いわゆる機械化に乗らない部分と乗る部分がございますのと、それから三十九年度につきましては、いわゆる旧来の方式と新しい方式が並行いたしますので、むしろ機械化するだけ定員がふえなければならぬという問題が出ておるわけにございす。

それから第二番目の審査のいわゆる滞貨がどこまでとまっておるかというの、両方ございまして、現在までのと

ころは、出願の窓口でとまっておるもの、あるいは分類のところでとまっておるもの、それから審査官の手元でとまっておるもの、いろいろあるわけでございますが、機械化をいたしますと、これはいわゆる途中の段階はすぐに処理ができますので、審査官の手元でたまるということに相ならうかと考えております。

○田口(誠)委員 私に質問で引き出そうとすること、私が心配をして、将来への行政の効率化ということを考えて質問しても、なかなか答弁が抽象的で、どうもしっくりいきませんが、いづれにいたしましても、大体この程度の数字を並べて質問申し上げれば、特許庁の行政運営というものをどうしなければならぬかというところは、これはもう賢明な大臣はおそらくおわかりになったと思うので、この五カ年計画に対して、どのような熱意のもとに完全に国民の要望にこたえる体制をつくられるのか。また、私の一番心配している人事の関係、これには私は入りたくはありませんが、やはり一年一年で長官もかわり、大臣もかわる、こういうことになりますると、長期的な計画というようなものも立てられておらなかったというのが実情じゃないかと思うのです。こういうようなことも含めて、ひとつこの件に対して大臣の総合的な答弁をいただいて、次の質問に移りたいと思います。

○福田(一)国務大臣 ただいま田口委員からの数々の御質問の内容によっても明らかにされておりますし、また、特許庁長官が今後五カ年間で問題を処理していくということを答弁はいたしておりますが、あなたのほうからい

ば、どうも具体的にはつきりしないというふうなことでございます。そのお気持ちも私はわかるような気がいたすのでございまして、われわれとしては、今後ひとつ一そう力を入れて、この問題の抜本的な解決について具体的な案をつくる、こういう方向で努力をいたしてまいりたいと存じます。

○田口(誠)委員 大臣のほうから、いままでの質疑応答の内容も十分に聞かれて、そして抜本的な対策を立てて、国民大衆の要望にこたえる特許庁の体制をつくりたい、こういうことでございまして、この特許庁関係の質問は終わりたいと思います。

次の質問ですが、国際経済部を新設するというところで、これは特に「対外的にも省内的にもその組織を明確にし、本問題を統一的に処理し得る体制を確立する」云々ということが書いてあるのです。ところが、これは三年前の質問の内容を私調べてまいりました。この対外関係の問題については、あまり積極的に出るというふうな答弁をされなかった時代もあるのですが、急にこういうふうなことを考えられて、また提案するの必要に迫られたということについての説明を、もう少し詳しくお聞きしたいと思っております。これは答弁者は、どの方でも、よくおわかりになる方でしょうございいますから……

○山本(重)政府委員 今回国際経済部を新設しようということになったわけでございますが、数年前と比べますと、国際的な環境が非常に変わってまいりまして、通産省のなすべき仕事もそれに伴ってかなり急激に変化してきております。たとえて申し上げます

と、関税の問題一つをとりましても、従来は二国間で比較的小規模な交渉をばつばつやっておったのでございまして、最近では、いわゆるケネディ・ラウンドにおきまして、一括引き下げをしようという提案が出てまいりました。したがって、従来とは全くその規模の変った大きな問題になってまいっております。それからちやうど本年度は、いろいろな意味で日本の国際的な地位が変化してまいっております。来週四月一日からは八条国に移行いたしますし、五、六月にはOECDに加盟が予定されておまして、国際諸機関との関係が、現に非常に密接になってきつております。それから他方、二カ国間の関係におきましても、

たとえばアメリカとの間に日米関係会議、カナダとの間に同じような会議が開かれてまいっております。それからさらにヨーロッパのEECの統合の動き等もございまして、現実に通産省のそうした分野での仕事が飛躍的にふえてきておりますので、この際、その事務を統一的に見ていくところがどうしても必要だということになった次第でございます。

○田口(誠)委員 それでは今日までは、いま新設しようとする国際経済部の仕事は、通産省のどの部局でどの程度の仕事をなされておったのか。いまの御答弁の中にも若干ございましたけれども、今度この国際経済部を新設することによって、プラスどういうことをしようとするのか、その点ももう少し仕分けて明確にお聞かせいただきたいと思っております。

○山本(重)政府委員 ただいまどういう体制でこの仕事をしているかという

お尋ねでございますが、通商局の中に現在もそれを担当する課がございまして、国際経済課というのがその中心になって仕事をいたしておるのでございます。逐次これの仕事の量がふえてまいったのでありまして、現在は比較的人数でいたしておりますが、どうにも課という体制ではこなし切れない状態になってまいっております。事務の量がふえたということが一つ。それからもう一つは、関係各省との折衝が非常にひんぱんでございまして、やはり相当の責任ある者がこの仕事を専任して当たるということが、政府内部との関係においても必要になってまいっております。さらにまた国際的にも、

関係各国との折衝、国際諸機関との折衝が出てまいっておりますので、課長クラスでない、やはり専任の部長をどうしてまいっておるのという大勢になってまいりました。この際特に画期的にふえました。また、ふえようとしております事務の一つの例を申し上げますと、OECDに近く加盟するということがあります。OECDは、現在二十カ国の先進国グループの機構になっておりますが、そのOECDの中に約四十の委員会あるいは作業部会がございまして、その中で、たとえば貿易委員会とか工業委員会——これは業種別にできておりますが、そうした通産省がどうしても直接参画しないといけないものが、四十のうち二十五ございまして、したがって、そうした会議に出るためのいろいろな準備をいたしましたり、また、その会議の結果を持ち帰りまして国内の政策に反映していくというふうな仕事、実は画期的にここであらえることになって

おります。したがって、この際通商局の従来国際経済課というところでやっておりました仕事を、同じ通商局の中でございまして、専任の部長を一人きめまして、国際経済課とそれから特にケネディ・ラウンドその他で関税問題が密接な関係がございしますので、関税課というものをそれに一緒に加えて、それから局の中でほかの課から人間をある程度そこへ集結いたし、それから今回予算で三名の増員が予定されております。そうした者を加えて、陣容もただいま直接それに関係した者が約三十三名でございまして、これも約十名程度ふやしていく、このように考えております。

○田口(誠)委員 二課新設されるというところで、課の新設に伴って、増員を含めてどの程度の人員を確保しな

○山本(重)政府委員 課は、実は現在すでにあります課を人員をふやしまして、部として締めくくるということでございますので、課の新設はございせん。それから人員のほうは、局内でのやりくりと、それから新しい増員とを足しまして、十名を考えております。

○田口(誠)委員 そこで、これは全体的に関連のあることでありますが、実は先ほどの特許庁の関係のときにお聞きしようと思いましたが、こういうものも含めてですが、特に機械化とかまたは新設される部課ができたという点と、女子の職員の人とか相当年齢のといった職員の人が、名前は希望退職という形で、強制退職をさせられるということがある、往々にして官庁の場合にはあり得るわけなんです。こういう点の職員の完全雇用という点については、

これは絶対保障していただけますか。
○川出政府委員 お答え申し上げます。

○川出政府委員　お答え申し上げます。

通産省では、本人の意思に反して、名前には希望退職ということかもしれないが、そういうことを強制をしておける事例はないわけでありまして、本人がいろいろな自分の都合で転職する場合はございますけれども、強制的に退職させた例はございません。

○田口(誠委員) 私は、部分的に通産省の中でこういうものがある云々と申し上げるのではなくて、全般の官庁の職員の完全雇用という面から見ると、いろいろ機械化をされたような場合には、たとえば電子計算機で機械化をした場合には、それに従事する職員というのは定員減になるのが普通なことでして——定員を少なくしなければ、何も機械化したところで能率が上がりません。そうすると、年をとった職員の人とか女子職員の人が、やはり退職の的になって、表向きはそんな強制をしたというようなことにはなりませんけれども、うしろのほうから肩たたきをして、結局強制退職というような形が往々にしてあり得るんだから、そういうことは一切やられませんか、こう聞いておるのです。それだけを答えていただければよろしいのです。

○川出政府委員　そういうことはやらないつもりでございます。

○田口(誠)委員 それではもう一つの点でお聞きをいたしたいと思えますが、現在の課をそのまま残して、そうして国際経済部というのを新設して、その中に現在ある課を統轄していくという事なんですが、そうしますと、仕事の内容からいっても、国際的な

ろいろな關係が從來よりはふえてきておることはわかりますけれども、必ずしも部というものを新設しなければならぬとびんと頭にこないのですが、この辺のところをひとつ御説明をいたしたい。

○福田(一)國務大臣 事務からお答えするのがいいかとも思いますが、私からちよつとお答えをいたしたいと思ひます。

實際私が見ておりますと、いままでは通商局というのは、大体いろいろの事務がありますが、外務省との折衝、農林省との折衝とか、あるいは国際会議があった場合に出ていくとか、そういうことがあるわけであります。ところが、局長が用事があって海外へだれればいかぬというときには次長が出ていく。あるいは次長が出ていきまして、今度は局長が何か本省の仕事をしておる、外務省とどうしても折衝に行つてこなければいかぬという場合になりますと、ちょっと課長ではぐあいが悪いというようなことが、非常に多くなつてまいりまして、実はそういう国際環境といいますが、通商関係の事務のふくそうということから、そういうような場合において、やはり責任者が一人そういう問題について統括しておる者が行つて、たとえば外務省の経済局と話をしてくるとか、農林省の局と話をするとか、あるいは郵政、あるいは場合によつては運輸、いろいろなさういふ問題が最近是非常にふえてまいりました。特にOECDの加盟とか、ガット、IMF等々の関係から、非常にそういう事務が複雑化してきておることは事実であります。したがひまして、どうしてもやはりこう

いうような面を統括しながら、しかもそういう外部との折衝に当たるといふようなものも必要になるし、今度またた外からきた問題を流します場合にも、やはり国際經濟部というものをつくっておいて、そしてそこで責任を持ってやらせていくというようなことが、非常に必要になってきた、こういうことでございますので、ひとつ御了承を賜わりたいと思うのであります。

○田口誠委員　その点はわかりますが、そこで、貿易の自由化によって、相当通産省としても国際的な輸入、輸出という面から仕事もふええると思うわけですが、この自由化というのは、全く手放しの場合には、日本の企業に大きな影響のあるものが出てくるわけです。それでこの自由化というものは、全く手放しなのか、ある程度通産省のほうで規制をされた自由化であるのか。私、特にこういう国際経済部を新設して、外部との関係の仕事をする体制をつくられるのであるから、これにはやはり自由化というものが相当こういう部を新設するに大きな圧力になってきておると思うので、その点をひとつお聞きをしておかなければ、手放しの場合には、相当日本の企業で犠牲になる部署もあらうと思うのです。その点について、大臣はどういうようにお考えになりますか。

○福田(一)國務大臣　ただいま自由化をしておられない品目が、百八十二品目でございます。そのうちで三十七品目は、これはいろいろ国防とか自衛とかというような関係で、自由化をしないという品目ということになっておりまして、これは世界各国みなそのようになっております。そのあとの百四十五

品目がいま残っておりますが、そのうちで七十三品目が農林省の関係でございます。いまして、六十六が通産省で、その他が六つあるわけであります。いまのとこ、そういう品目になっておりますが、しかし、自由化をする場合には、すべて通産省が窓口になっておるわけでございます。

そこで、その態度といたしましては、各国がいまやはり日本に対して差別待遇をいたしておりますので、こういう点も見合いながら——こちらだけが自由化をして向こうは差別待遇をしている、こういうことでは困りますので、そういう点を見合いながらやっております。一番大事なことは、何といつてもその自由化をした場合に、日本の産業が非常な打撃をこうむって、つづれ

ということであってはいない。というより、そういうものではない。ですから、そういうものはできるだけ自由化を延ばしておる、こういう姿勢をとっております。ただ、考え方としては、六十六品目残っておりましては、できるだけ早く自由化ができるような強力な産業に育成をしていかなければならぬ、そういう努力をいま續けておるのであります。工業関係においては、ことしの秋くらいまでには、これは実質的に自由化がある意味ではやるので、向こうが相当制限を加えておれば、こちらも押えていくとい

とになりますれば、やはり質がよくて安いものを手に入れるということは当然みんなやるであらうし、そして日本の製品というのが、外国へ出す場合に、輸出の協定をする国が、そういう点のアンバランスを考へて、やはり出すほうも考へてもらわなくてはいいと思います。

そこで、私のお聞きしておったのは、
そういうようなことを如才なく規制を
したり、そうして輸出先を広めたりし
て、外国の製品に圧迫される分は、ま
たその他の国へ輸出をして消化減をカ
バーする、こういう対策を立てなけれ
ばならないので、そういうような対策
をやはり一つの規制という考え方でお
やりになるのかどうか、こういうこと
をお聞きしたわけなんです。

○福田(一)國務大臣　いま仰せになつたような点を考えながら、やはり自由化をやつてまいりたいと思つております。

○田口(誠)委員　時間を見ましたら、もう一時二十分になりましたし、常識的に昼食の時間でもございまするから、あとの質問は保留して、きょうの質問は打ち切りたいと思います。

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十七日、午前十時理事會、十時十五分委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時十八分散會